

経営事項審査基準改正に伴う再審査申立て要領

(令和3年4月1日～同年7月29日申請分)

令和3年4月
愛媛県

この要領は、経営事項審査の新基準が令和3年4月1日に施行されることに伴い、愛媛県知事許可業者が、建設業法施行規則第20条第2項の規定により、再審査を申し立てる場合の方法等を定めたものです。

なお、令和3年4月1日以降に通常の経営事項審査の申請をされる方は、改正後の審査基準により審査を行いますので、この要領に基づく再審査の申立ての必要はありません。

参考

○建設業法施行規則
(再審査の申立て)
第20条(第1項 省略)
2. 法第27条の23第3項の経営事項審査の基準その他の評価方法(経営等級等評価に係るものに限る。)が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から120日以内に限り、再審査(当該改正に係る事項についての再審査に限る。)を申し立てることができる。

- (1) 再審査の対象
申請日現在で、1年7か月前の日以降に審査基準日として改正前の審査基準による結果通知を受けているもの
※令和元年8月31日以前の審査基準日のものは対象外です。
※再審査による結果通知書の有効期間は、従前の結果通知書の有効期間と同じです。
※再審査は必須ではありません。その場合、従前の結果通知書が引き続き有効です。

- (2) 再審査の申立て期間
令和3年4月1日から同年7月29日まで

- (3) 再審査の対象項目
再審査は基準改正による変更事項に限られるため、今回の再審査の対象となるのは次の項目です(これらに該当がない場合は、総合評価値は変わりません)。改正部分以外の項目を変更して再審査を受けることはできませんので、御注意ください。

- ①技術職員数(Z1)に係る改正
審査基準日時点で、監理技術者を補佐する資格を有する者(『1級技士補』:建設業法施行令第28条第1号又は第2号に掲げる者)。
※技術検定制度の改正は令和3年4月1日施行のため、1級技士補については、再審査に係る審査基準日時点には存在しません。

- ②労働福祉の状況(W1)に係る改正
審査基準日時点で、『中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者』の労働災害補償制度へ加入している者。

- ③建設業の経理の状況(W6)に係る改正
公認会計士等の数の算出にあたって算入できる者を次のとおり改正する。
・公認会計士等の数 = (イ)の人数×1.0 + (ロ)の人数×0.4

イ	公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者 税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者
ロ	1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者 2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者 2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者

- 平成29年3月31日以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者は、令和5年3月31日までの間に限り、公認会計士等の数に算入できる。
○経理処理の適正を確保できる者の要件についても、上記イに掲げる者となる。

- ④知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W10)の新設
審査基準日時点における、建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組の状況を次のとおり評価。

- ・「技術者に関する評価」については、建設業者に所属する技術者が、審査基準日以前『1年間に取得したCPD単位の平均値』により評価。
- ・「技能者に関する評価」については、建設業者に所属する技能者のうち、認定能力評価基準により受け取った評価が審査基準日以前『3年間に1以上向上(レベル1からレベル2等)した者の割合』により評価。

- (4) 再審査申請書の提出先
主たる営業所の所在地を管轄する地方局建設部または土木事務所

- (5) 再審査の手数料
無料

(6) 申請方法

① 往復はがきによる下書き審査申込み～清書提出 (本申請)

通常の経営規模等評価申請・総合評定値の請求と同様、対面による下書き審査を行った後で、本申請 (清書の提出) をしていただくこととします (なお、はがきの記載方法等の詳細につきましては、「経営規模等評価申請及び総合評定値請求要領 (令和3年4月から申請用)」を御参照ください)。

なお、「再審査の申立て」である旨を必ず明記してください。

※上記の申込み方法のほか、各地方高建設部または各土木事務所は、別に定めを設けて、経営規模等評価申請・総合評定値請求の申込みを受け付けることがあります。

② 提出書類

必ず、次の順番に揃えて提出してください。

1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 (建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。) 別記様式第25号の14)	20001 帳票 【作成上の注意】 ・様式表題部は「経営規模等評価再審査申立書」、「総合評定値請求書」及び「～再審査の申立てをします。」、「～総合評定値の請求をします。」を残し、その他の不要なものを二重線で消すこと。 ・「項番 05」は、コード「4」を記入。 ・「項番 08」～「14」は、「前回の旧基準による申請時以降に変更があった場合には、変更後の内容を記載のこと (ただし、建設業法に定める変更届出を提出しているものに限る)。 ・様式最後の「再審査を求める事項」欄には「令和3年4月1日施行の改正に係る事項」と、「再審査を求める理由」欄には「制度改正のため」と記入。
2	工事種類別完成工事高/工事種別元請完成工事高 (同様式別紙一) の前回提出分の写し	20002 帳票
3	その他の審査項目 (社会性等) (同様式別紙三)	20004 帳票 【作成上の注意】 ・建設業の経理の状況 [項番 52, 53, 54] は、改正後の基準に基づき審査基準日時点の状況を記入すること。 ・知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 [項番 61, 62] は、技術職員名簿又は CPD 単位を取得した技術者名簿 (様式第4号) 及び技能者名簿 (様式第5号) に記載された数値をもとに記入すること。
4	技術職員名簿 (同様式別紙二)	20005 帳票 【作成上の注意】 ・氏名、生年月日、業種コード、有資格区分コード、監理技術者資格者証交付番号は、今回の再審査申立ての元となる既申請済の記載内容と一致を要すること。

		<p>・「審査基準日現在の満年齢」欄は、審査基準日時点の満年齢を記入すること。</p> <p>・CPD 単位取得数は、経営規模等評価申請及び総合評定値請求要領 P28 に記載されている計算式により算出した数値を記入すること。</p> <p>なお、1人の技術者につき2以上の CPD 認定団体によって単位の取得が認定されている場合は、いずれか一つの CPD 認定団体において習得された単位をもとに CPD 単位取得数を算出する。</p>
6	法定外労働災害補償制度加入証明書等	今回の再審査申立ての元となる既申請済の申請書において「法定外労働災害補償制度加入の有無」を「無」とした場合で、審査基準日時点で中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者 (団体の労働災害補償制度へ加入している場合、加入を証する書面 (加入証明書、保険証券、加入者証書等) を添付する。 ※詳細は「経営規模等評価申請及び総合評定値請求要領 (令和3年4月から申請用)」12ページの番号6を参照してください。
6	経理書類の適正を確認した旨の書類 (様式第2号)	今回の再審査申立ての元となる既申請済の左記書類の確認者に変更が生じる場合に限り添付する。
7	CPD 単位を取得した技術者名簿 (様式第4号)	審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者であって、技術職員名簿に記載のない者について作成すること。
8	技能者名簿 (様式第5号)	審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、省令第14条の2第2号イ又は同条第4号イに規定する建設工事に従事する者に該当する者 (ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。) について作成すること。
9	経営状況分析結果通知書の写し	改正前の基準の申請時に提出したものと

③提示書類

次に掲げる書類等については、審査当日持参のうえ、提示してください。

(留意事項)

- ・以下の提示書類以外にも、審査に必要とする資料の提出または提示を求めることがあります。

項目	提示書類
1 等	前回申請時の提出書類 前回の審査結果通知を受けた審査結果通知の提出書類(令和3年4月)または土木事務所の受領印のあるものに限る。 再審査を申請しようとする総合評価値の結果通知書
2	技術職員の資格の確認に要する書類 審査対象は、CPD単位を取得した技術者名簿に記載された技術職員に限る。 ※詳細は「経営規模等評価申請及び総合評価値請求要領(令和3年4月から申請用)」16ページを参照してください。
3	技術職員のCPD単位数を証する書類等 審査対象は、技術職員名簿及びCPD単位を取得した技術者名簿に記載された技術職員に限る。
4	公認会計士・登録経理試験合格者等の確認に要する書類 今回の再審査申立ての元となる既申請済の経理処理の適正を確認した旨の書類の確認者及び公認会計士等の数に変更が生じる場合に限る。 ※詳細は「経営規模等評価申請及び総合評価値請求要領(令和3年4月から申請用)」16ページを参照してください。
5	作業員名簿 審査基準日において施工中である施工体制台帳の作成が必要な全ての工事に係る作業員名簿
6	能力評価(レベル判定)結果通知書 審査対象は、審査基準日以前3年間に於いて国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル判定された技能者(レベルが1以上向上した者)に限る。 ※詳細は「経営規模等評価申請及び総合評価値請求要領(令和3年4月から申請用)」18ページを参照してください。
7	技術職員等が一定期間以上雇用されていることとの確認に要する書類 審査対象は、CPD単位を取得した技術者名簿に記載された技術職員、技能レベル向上者数に係る数値の評価を受ける技能者及び変更する経理責任者に限る。 ※詳細は「経営規模等評価申請及び総合評価値請求要領(令和3年4月から申請用)」15ページを参照してください。

④提出部数

提出部数	部数
愛媛県知事許可業者	1部
	1部

(7) その他留意事項

①愛媛県の入札参加資格との関連

愛媛県におきましては、「愛媛県建設工事請負業者選定要領」に基づき、合併や会社再生等により、会社の構成に変更があった場合にのみ格付けの変更を行うこととしており、今回の再審査を申請していただいても、その結果をもって本県の令和3・4年度格付けの総合数値の変更はいたしません。

なお、随時(令和3年6月以降)に入札参加資格を有効とするもの(の入札参加資格申請を行う業者については、有効期限のある経営事項審査の結果通知であれば、改正前の審査基準(以下、「旧経審」という。)による結果通知であるか改正後の基準による再審査結果通知であるかは問いません。

②愛媛県以外の発注機関における入札参加資格との関連

国や県内市町等の本県以外の発注機関への入札参加資格審査申請を予定している場合、各発注機関において必要となる経営事項審査の結果は、旧経審のものか新経審のものかが異なる場合があります。については、再審査を申し立てる前に、それぞれの発注機関に十分に御確認ください。